令和6年度第2回下水道審議会諮問事項

下水道使用料の改定について②

令和6年7月10日

館山市建設環境部

都市計画課下水道室

下水道管理係

目次

１．前回審議会まとめ

２．今回審議で決めていただきたいこと
- 改定方針案の骨格策定

①平均改定率及び改定時期
- 事務局の提示する30%案の提示

②料金モデルの選択（基本水量廃止等）

３．平均改定率及び料金モデル案について

1.前回のまとめ　説明　～使用料改定の概要～

・下水道事業の経営課題について
　独立採算制の公営企業において不足する使用料収入を解消することで財政基盤を確保する
　⇒使用料改定の必要性について

・改定の方向性（対象経費からすると改定率は概算で30％
・料金モデルは基本水量を撤廃する方向で）

・詳細積算は次回、第２回審議会で　二部料金制と逓増型の解説

・料金改定案の早見表の一例提示

1.前回のまとめ　～審議会委員からの主な質疑～

【質疑】

①公営事業という採算のとれない事業であり、ある程度の一般会計からの繰入はやむを得ない。住民の負担感を考えた料金設定をどのように考えるのか。

②現在の料金制をどのように変えていくのか。

③水道料金とのバランスはとるのか

④経営戦略の事業目標と今後の改定率について

1.前回のまとめ　～審議会委員からの主な質疑～

【質疑】①に対する説明

公営企業（下水道）の前提は、雨水公費・汚水私費の原則があり、下水道の基本的性格に対応した国、地方公共団体及び使用者の適正な費用負担を定めるもの。これは、使用料手数料の収入で事業経費を賄わない一般会計とは異なるもの。館山市においては、適正な使用料水準を求めることにより、この原則を維持しようとするものである。

千葉県内の地方公営企業（下水）平均

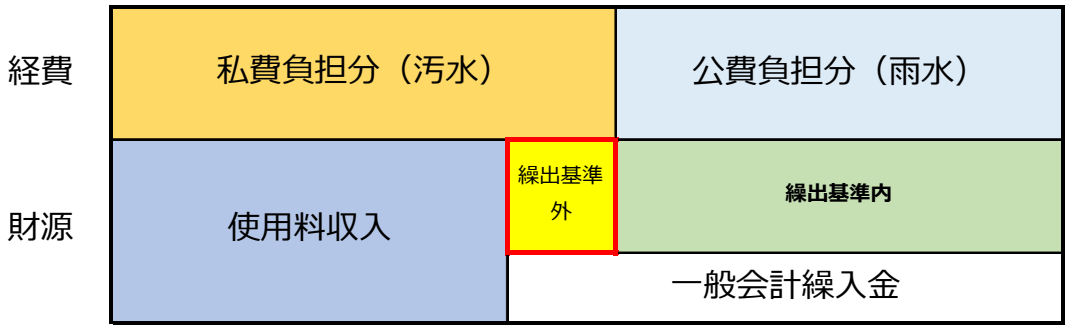

館山市の下水道事業

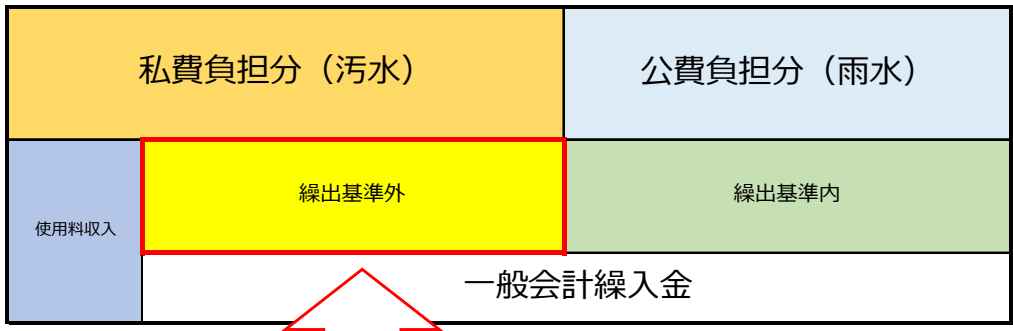

館山市一般会計の財政推計や行財政改革方針からも

下水の経営課題である基準外繰入の削減が優先課題

- 基準外繰入とは、本来使用料で賄うべき費用について、繰入金で賄うこと
- 使用料収入を増やさなければ、基準外繰入は減らない。
- 平均改定率に伴う住民負担については、15年間の改定をしていないことも考慮しつつ、過大な負担とならないように配慮する。

質疑①に対する説明資料

- 館山市下水道事業の繰入金の全体像について

公営企業会計適用 （見込）（予算）（推計）→

	繰入金内訳	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
	収益基準内（負担金）	261	244	159	134	149	142	130	122	122	135
	収益基準外（補助金）	95	100	259	146	297	174	199	161	166	156
	資本基準内（負担金）	65	84	34	40	37	43	38	42	42	42
	資本基準外（補助金）	23	40	5	38	0	53	61	61	61	61
計	基準内（負担金）（百万円）	326	328	193	174	186	185	168	164	164	177
計	基準外（補助金）（百万円）	118	140	264	184	297	227	260	222	227	217
	基準外合計＝赤字補填額	118	140	264	184	297	227	260	222	227	217
	繰入金合計	444	468	457	358	483	412	428	386	391	394
	企業債	195	186	185	190	317	287	272	222	188	175
	使用料	92	97	85	87	92	95	95	93	93	93
	収入合計	731	751	727	635	892	794	795	701	672	662

市民からの税

↓

一般会計から
毎年4～5億
うち赤字補填で2～3億

↓

下水道
使用料収入は1億円弱

質疑①に対する説明資料

- 県内基準外繰入比較表

※基準外繰入金：公営企業会計の財源不足を補填するための繰出基準以外の繰入額（下水道使用料で賄えない分を一般会計から補助）

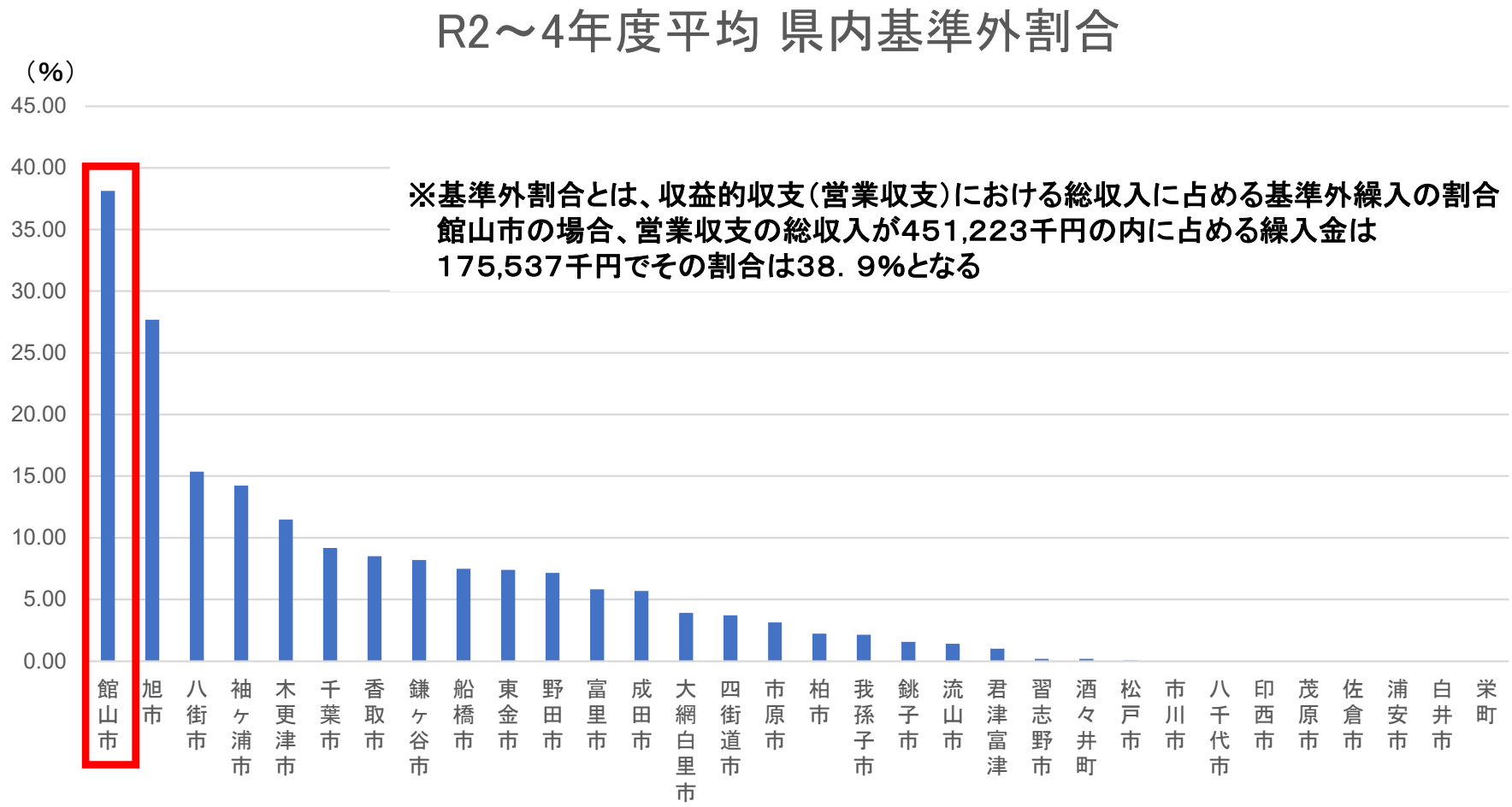

質疑①に対する説明資料

- 県内経費回収率比較表

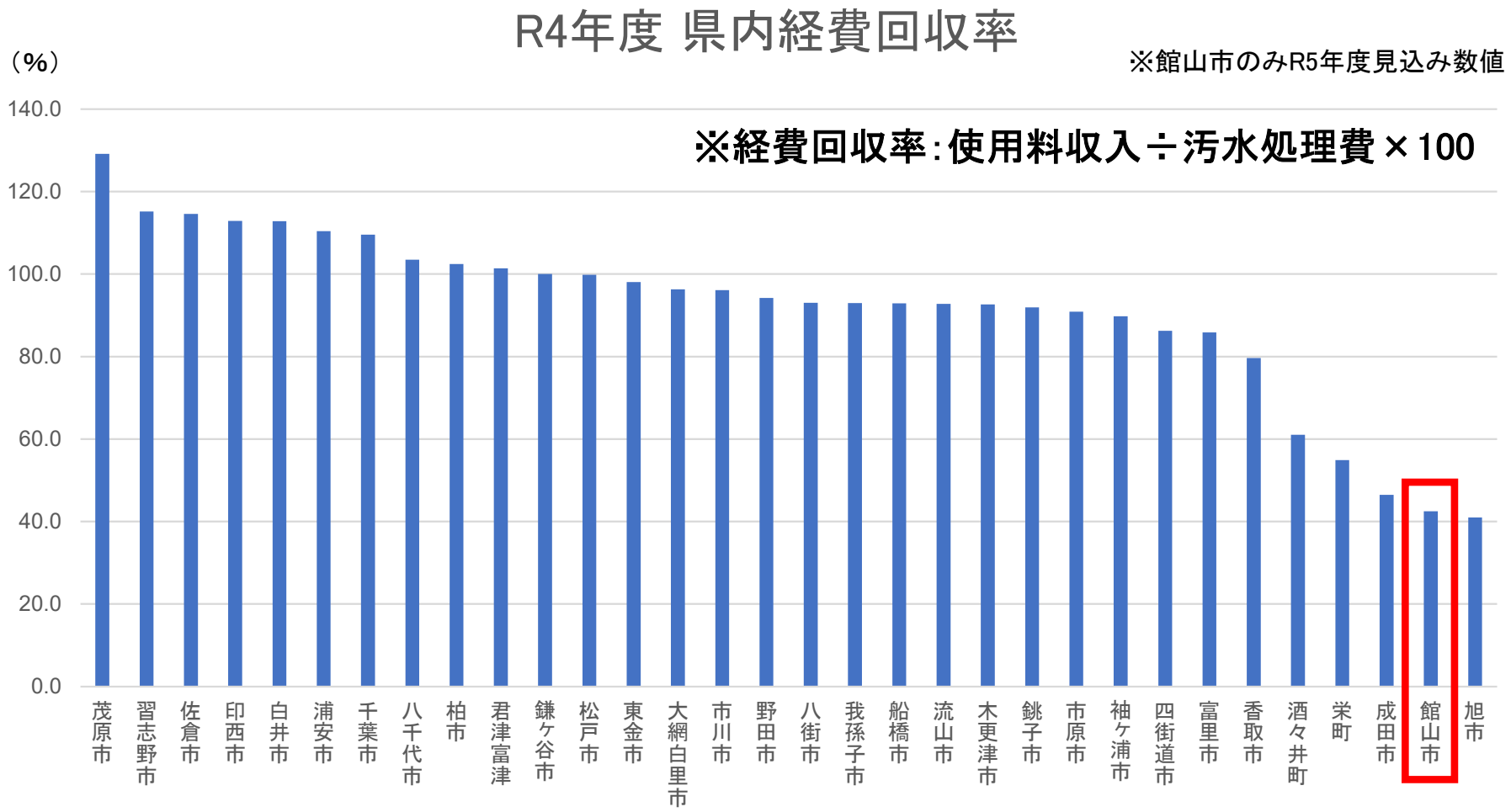

1.前回のまとめ　～審議会委員からの主な質疑～

【質疑】

②現在の料金制をどのように変えていくのか。

③水道料金とのバランスはとるのか。

- 現在の料金体系と改定案（P17）
- 水道料金との割合グラフ

（単位：円　20㎥/月　消費税込み　令和6年4月現在）

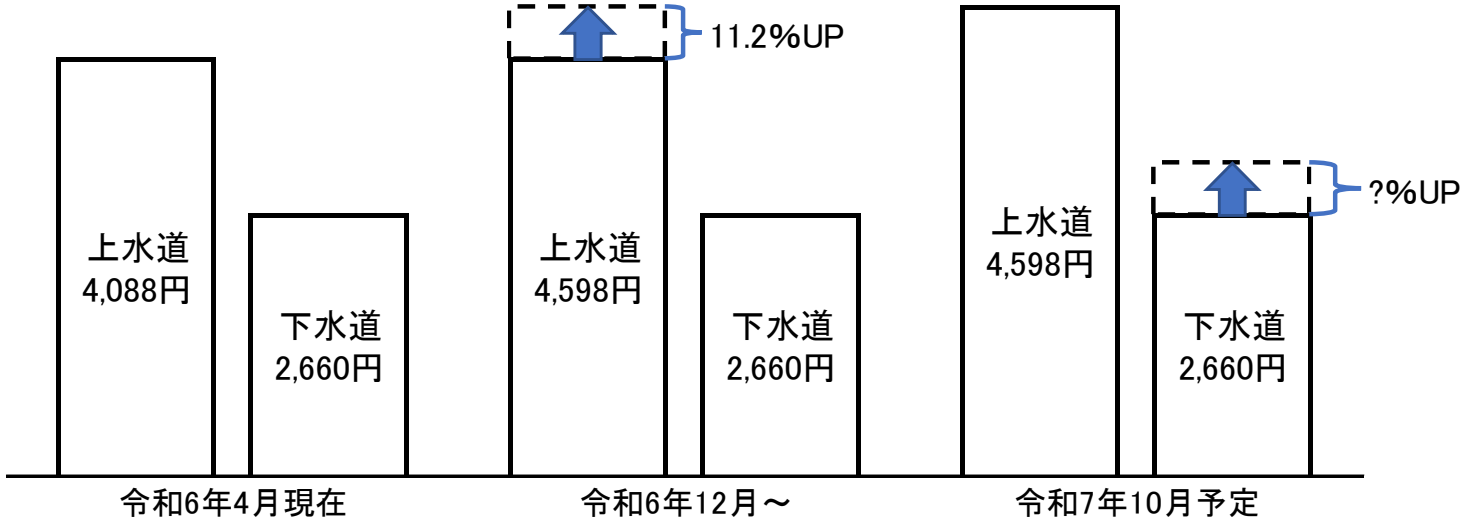

1.前回のまとめ　～審議会委員からの主な質疑～

【質疑】

④経営戦略の事業目標と今後の改定率について

経営戦略【令和6年～令和15年】の10年間の最後の年度で収益構造の転換を計画

収支均衡のための計画を作成することが主な目的

令和7年に平均改定率25%、令和11年に平均改定率25%の2回の改定を見込む。

これにより、令和15年度末時点の経費回収率が60%を目標とする計画

使用料改定の検討（令和6年度）令和7年10月からの改定

適正な使用料水準及び平均改定率を算出

使用料期間（令和6年から令和9年）

上記の期間の使用料対象経費を算出

1年平均2億5,975万円を使用料で賄うべき費用と算定

使用料改定の検討（令和10年）

毎年の検証をもとに、R5策定の経営戦略を再編検討、使用料の改定を検討

使用料対象期間（令和10年から令和13年）

その期間の使用料対象経費を算出

２．今回の審議で決めていただきたいこと

- 改定方針案の骨格を定める。具体的には以下の2つ

①平均改定率及び改定時期

- 繰入金の削減（一般会計からの要求と浄化槽世帯との公平さ）
- 損益均衡（公営企業経営上の要求）
- 総括原価（使用料水準の観点）
- 期間的な公平の観点（下水道使用者の現役世代と将来世代の費用負担）
- 現在の社会情勢、市民負担の観点（物価上昇と水道料金と合わせて）

→事務局案の提示は、平均改定率28％（総額約2,600万円の増）と令和7年10月からの改正

②料金モデルの選択（基本水量廃止等）

- 基本水量の廃止をするかどうか（現行制度の目的）
- 累進度曲線の勾配
- 業務系と一般系排水とのバランス（現行のバランスを維持するのか）

①平均改定率及び改定時期
使用料改定の必要性について　最新の財政計画から

5.1　投資・財政計画

収益的収支

（単位：千円）

区分 ＼ 年度			R4年度（決算）	R5年度（決算見込）	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
収益的収支	収益的収入	1．営業収益　(A)	100,911	103,872	105,587	101,132	100,267	99,401	96,852	94,910	92,967	91,025	89,083	87,141
		(1) 料金収入	92,440	95,505	97,220	92,765	91,900	91,034	88,374	86,432	84,489	82,547	80,605	78,663
		2．営業外収益	401,758	446,597	268,051	262,641	265,455	280,818	238,555	238,622	239,300	240,773	252,965	243,645
		(1) 他会計負担金	271,128	308,026	128,545	122,413	121,594	135,145	90,615	88,415	86,826	86,032	95,957	84,370
		他会計補助金	145,543	171,229	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(2) 長期前受金戻入	130,195	137,992	139,327	140,228	143,861	145,673	147,940	150,207	152,474	154,741	157,008	159,275
		収入計　(C)	502,669	550,469	373,638	363,773	365,722	380,219	335,407	333,531	332,267	331,798	342,047	330,785
	収益的支出	1．営業費用	408,994	448,637	454,546	475,120	482,769	489,360	496,276	499,954	505,448	512,863	537,942	527,249
		(1) 職員給与費	36,154	38,428	38,466	38,505	38,543	38,582	38,621	38,659	38,698	38,737	38,775	38,814
		(2) 経費	124,127	159,817	169,766	172,662	175,610	178,612	180,399	182,203	184,023	185,863	187,722	189,600
		(3) 減価償却費	240,120	250,392	246,314	251,953	256,616	260,166	265,256	267,092	270,727	276,263	299,445	286,835
		2．営業外費用	63,317	58,402	51,851	50,533	49,774	46,555	47,114	45,006	42,434	40,310	37,389	34,329
		支出計　(D)	472,311	507,039	506,397	525,653	532,543	535,915	543,390	544,960	547,882	553,173	575,331	561,578
	経常損益　(C)−(D)　(E)		30,358	43,430	△ 132,760	△ 161,879	△ 166,821	△ 155,696	△ 207,983	△ 211,429	△ 215,615	△ 221,375	△ 233,284	△ 230,793
当年度純利益（又は純損失）			30,748	43,449	△ 132,760	△ 161,879	△ 166,821	△ 155,696	△ 207,983	△ 211,429	△ 215,615	△ 221,375	△ 233,284	△ 230,793
使用料単価			164	169										
汚水処理原価			299	393										

一般会計補助金（基準外）がなければ、経常的な赤字である。
赤字を補填する額＝基準外繰入金の額となる。
（公費負担分（ルール上の補助金はもらった上で算定））

総括原価に必要な使用料の水準　最新の財政計画から

※総括原価＝営業費用（人件費・動力費等）＋資本費（支払利息、資産維持費）－控除収益（料金収入以外の収入）

使用料対象経費の内訳　R6～R10累計　（単位：千円）

	経費	長期前受金戻入	公費負担分（基準内繰入）	使用料対象経費	需要家費	固定費	変動費
資本費	1,195,586	569,089	455,130	171,367		171,367	
減価償却費	1,015,049	569,089	443,336	2,624		2,624	
支払利息	180,537		11,794	168,743		168,743	
維持管理費	886,746		19,102	867,644	29,388	754,601	83,655
管きょ費							
処理場費	703,261			703,261		619,606	83,655
業務費	29,388			29,388	29,388		
総係費	146,791		19,102	127,689		127,689	
資産維持費	7,306			7,306		7,306	
計	2,082,332	569,089	474,232	1,039,011	29,388	925,968	83,655

通常の算定だと、使用料改定率(目安)　＝　使用料対象経費　÷　使用料収入

1,039,011（使用料対象経費）÷ 372,919（使用料収入1年平均93,229千円）＝ 2.786 ＝ 約278%

⇒約2.7倍の使用料改定が必要となる。　例）1ヶ月20㎥使用時　2,660円 ⇒ 7,448円

⇒通常の算定が通用しない。独自の算定が必要となる

収支不足の確認（前回から再計算後）

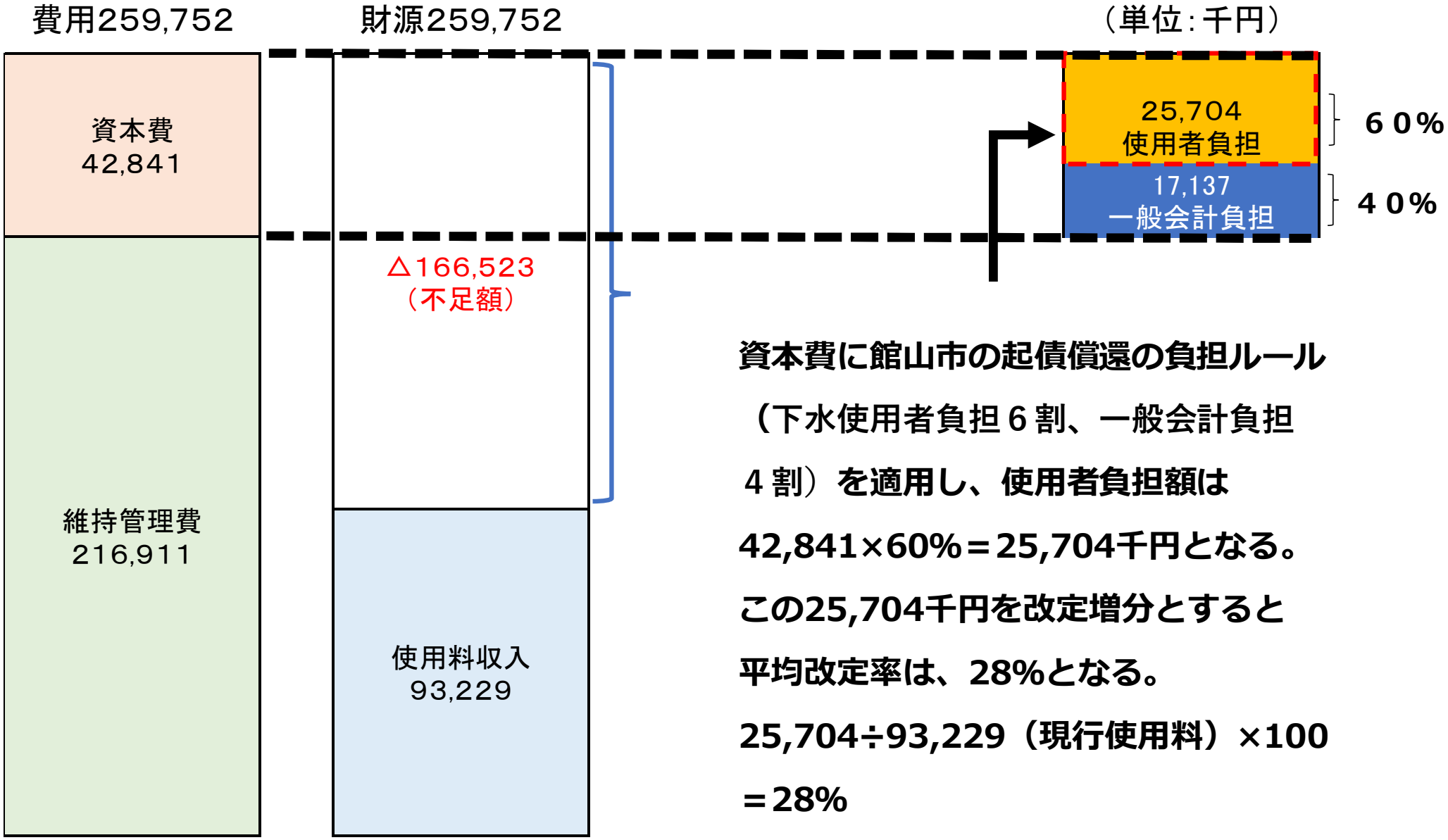

資本費に館山市の起債償還の負担ルール（下水使用者負担６割、一般会計負担４割）を適用し、使用者負担額は42,841×60%＝25,704千円となる。

この25,704千円を改定増分とすると平均改定率は、28%となる。

25,704÷93,229（現行使用料）×100＝28%

では、館山市の平均改定率の根拠は何にすればいいのか？

使用料対象経費（最新の財政計画から）から資本費の一部を改定によって賄う積算根拠（参考）

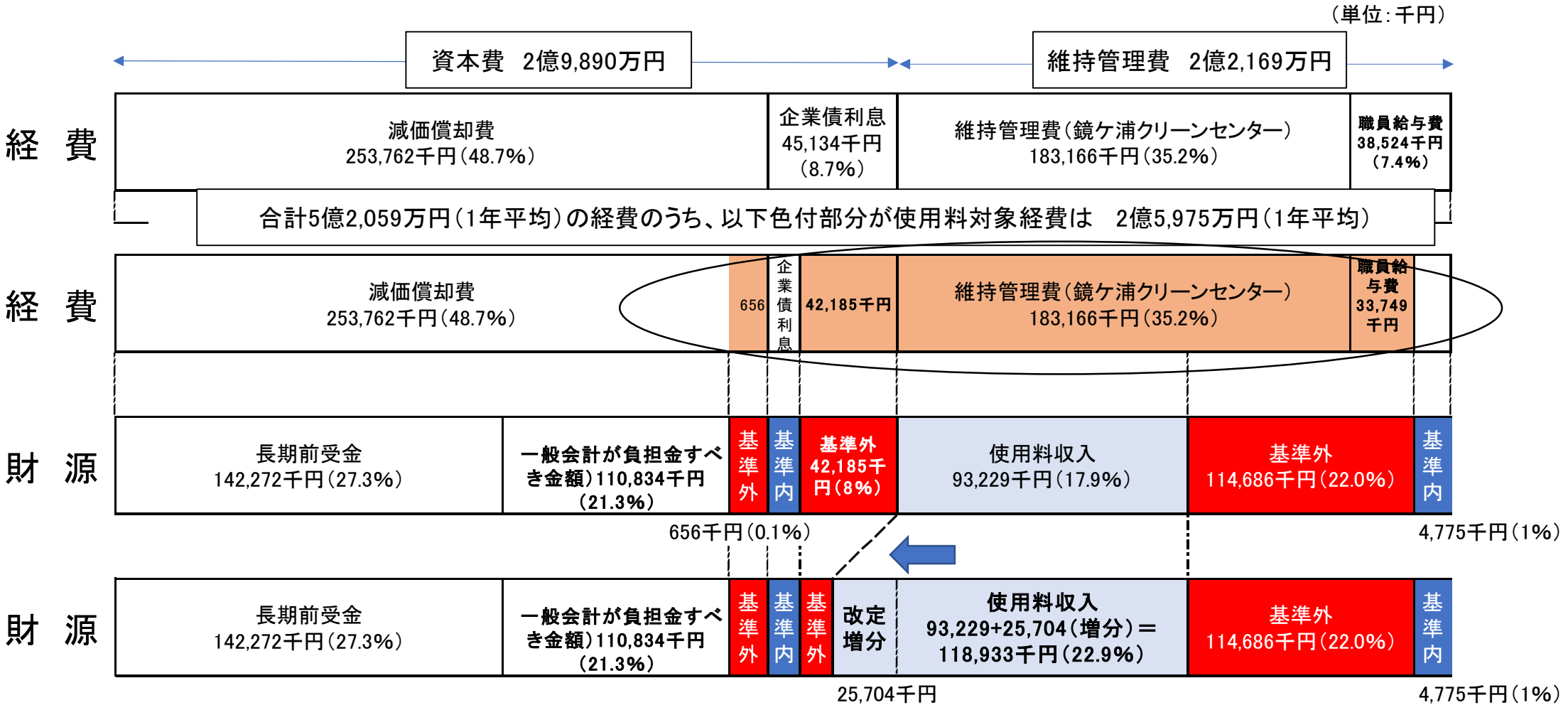

①平均改定率及び改定時期

平均改定率28%改定後の収支計画　最新の財政計画から

5.1　投資・財政計画

収益的収支

（単位：千円）

区分 ＼ 年度			R4年度（決算）	R5年度（決算見込）	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
収益的収支	収益的収入	1. 営業収益 (A)	100,911	103,872	105,587	131,376	130,228	129,081	127,777	152,366	151,001	149,246	147,849	146,126
		(1) 料金収入	92,440	95,505	97,220	123,009	121,861	120,714	119,299	143,888	142,523	140,768	139,371	137,648
		(3) その他	8,471	8,367	8,367	8,367	8,367	8,367	8,478	8,478	8,478	8,478	8,478	8,478
		2. 営業外収益	401,758	446,597	268,051	262,641	265,455	280,818	238,555	238,622	239,300	240,773	252,965	243,645
		(1) 他会計負担金	271,128	308,026	128,545	122,413	121,594	135,145	90,615	88,415	86,826	86,032	95,957	84,370
		他会計補助金	145,543	171,229	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(2) 長期前受金戻入	130,195	137,992	139,327	140,228	143,861	145,673	147,940	150,207	152,474	154,741	157,008	159,275
		収入計 (C)	502,669	550,469	373,638	394,017	395,684	409,898	366,332	390,988	390,301	390,019	400,813	389,771
	収益的支出	1. 営業費用	408,994	448,637	454,546	475,120	482,769	489,360	496,276	499,954	505,448	512,863	537,942	527,249
		(1) 職員給与費	36,154	38,428	38,466	38,505	38,543	38,582	38,621	38,659	38,698	38,737	38,775	38,814
		(2) 経費	124,127	159,817	169,766	172,662	175,610	178,612	180,399	182,203	184,023	185,863	187,722	189,600
		(3) 減価償却費	240,120	250,392	246,314	251,953	256,616	260,166	265,256	267,092	270,727	276,263	299,445	286,835
		2. 営業外費用	63,317	58,402	51,851	50,533	49,774	46,555	47,114	45,006	42,434	40,310	37,389	34,329
		支出計 (D)	472,311	507,039	506,397	525,653	532,543	535,915	543,390	544,960	547,882	553,173	575,331	561,578
	経常損益 (C)−(D) (E)		30,358	43,430	△ 132,760	△ 131,635	△ 136,859	△ 126,017	△ 177,058	△ 153,972	△ 157,581	△ 163,154	△ 174,518	△ 171,807
当年度純利益（又は純損失）			30,748	43,449	△ 132,760	△ 131,635	△ 136,859	△ 126,017	△ 177,058	△ 153,972	△ 157,581	△ 163,154	△ 174,518	△ 171,807
使用料単価			164	169	170	218	218	218	218	265	265	265	265	265
						1.28	1.28	1.28	1.28	1.22	1.22	1.22	1.22	1.22

使用料単価が170円から218円となる改定＝
平均改定率は、28%となる。

②料金モデルの選択（基本水量廃止等）

2.現行の使用料は、1か月あたり10㎥までは、定額の基本料金となる基本水量制と、11㎥からは汚水量の区分ごとに徐々に使用料が高くなっていく累進制を採用している。

基本水量制については、公衆衛生の維持といった観点から日常的な生活を送る上で不可欠と考えられる10㎥/月の基本使用料の使用を促進すること
累進制については、増加する水需要を賄うための費用を大口使用者に求めるため、また、累進制による費用負担を通じて大口使用者の需要を抑制することを目的としている。

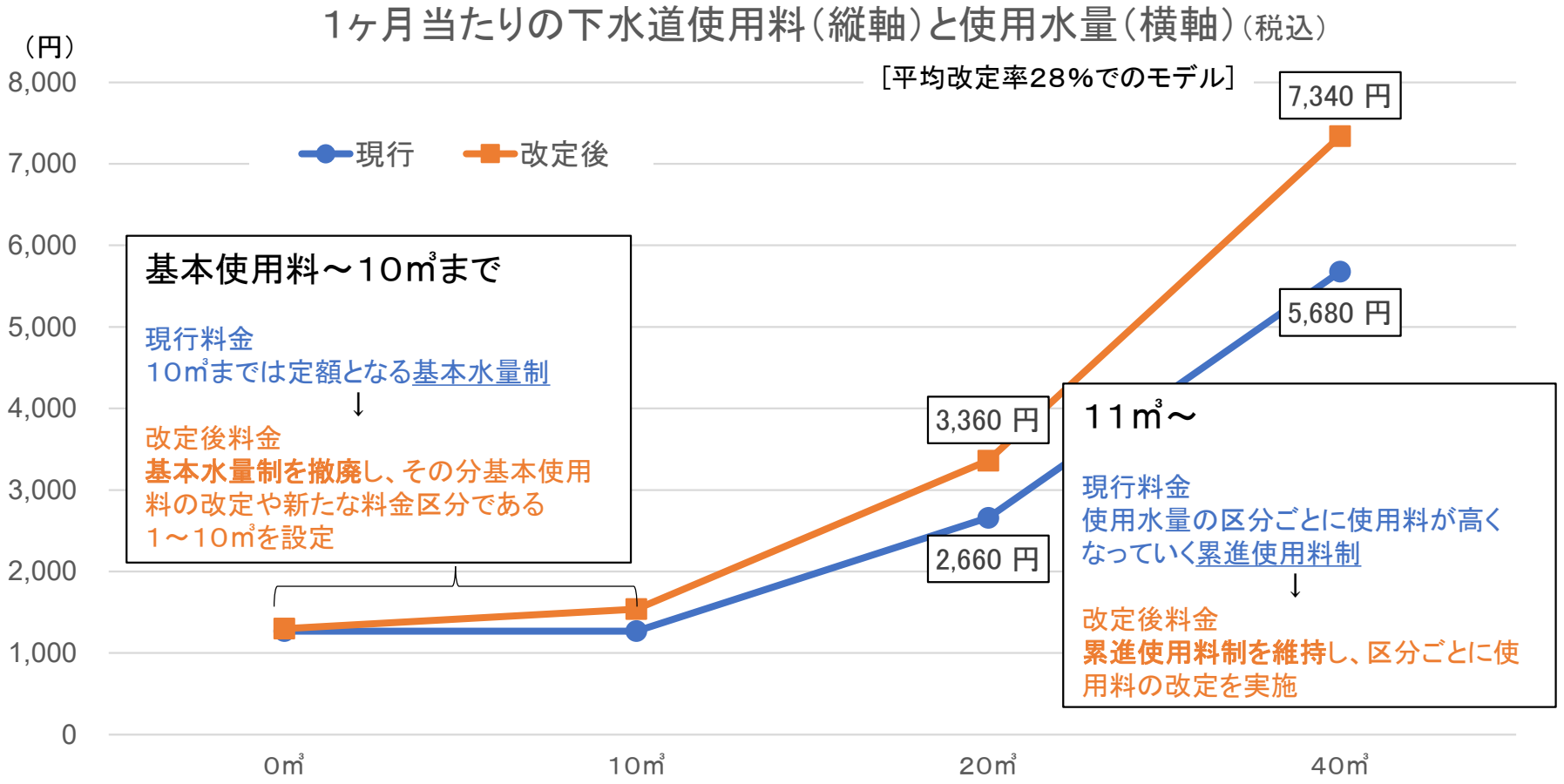

③平均改定率及び料金モデル案について

改定案の概要　平均改定率28%

・本改定案では、物価上昇による経費の増や今後の更新費用資金として必要な使用料収入を確保するため、下水道使用料の平均改定率28%を必要としています。

・汚水量に応じた使用料負担の公平を図るため、汚水量10㎥までは使用料を定額とする基本水量制を廃止し、1㎥より従量使用料を設定するとともに、汚水量が多い使用者に対する使用料の引き上げ幅を維持しています。

※1ヶ月当たり、税込

使用料区分	現行		改定後		差額
	排除汚水量	金額	排除汚水量	金額	
基本使用料	～10㎥	1,270円	—	1,300円	—
従量使用料（1㎥当たり）	1～10㎥	—	1～10㎥	24円	24円
	11～20㎥	139円	11～20㎥	182円	43円
	21～40㎥	151円	21～40㎥	199円	48円
	41～100㎥	179円	41～100㎥	238円	59円
	100～500㎥	220円	100～500㎥	294円	74円
	500㎥～	247円	500㎥～	333円	86円

基本水量制の廃止

1．8倍の単価

1．8倍の単価

実際の請求額　平均改定率28%

・一般家庭の平均的な排除汚水量である1ヶ月当たり20㎥で現行と改定後の使用料を比較すると2,660円から3,360円となり、700円の引き上げとなります。

※1ヶ月当たり、税込

使用料区分	現行	改定後	差額	
	下水道使用料			
0㎥	1,270円	1,300円	30円	2.4%
10㎥	1,270円	1,540円	270円	21.3%
20㎥	2,660円	3,360円	700円	26.3%
40㎥	5,680円	7,340円	1,660円	29.2%
100㎥	16,420円	21,620円	5,200円	31.7%
500㎥	104,420円	139,220円	34,800円	33.3%
1000㎥	227,920円	305,720円	77,800円	34.1%
2000㎥	474,920円	638,720円	163,800円	34.5%

現行の料金の県内比較表　累進度

（単位：円　1ヶ月あたり　消費税込み　令和6年4月現在）

※館山市が独自に算定したものであり、実際の金額とは異なる可能性がございます。

汚水量	基本料金		10㎥		20㎥		30㎥		40㎥		50㎥		100㎥		200㎥		300㎥		500㎥		1000㎥		2000㎥	
順位	市名	使用料	市名	使用料	市名	使用料	市名	使用料	市名	使用料	市名	使用料	市名	使用料	市名	使用料	市名	使用料	市名	使用料	市名	使用料	市名	使用料
1	芝山町	2,200	芝山町	2,200	大網白里市	3,630	大網白里市	5,610	茂原市	8,250	茂原市	10,670	鎌ケ谷市	26,414	習志野市	63,322	松戸市	111,060	松戸市	208,300	松戸市	451,400	松戸市	937,600
2	大網白里市	1,650	大網白里市	1,925	芝山町	3,300	茂原市	4,950	大網白里市	7,810	鎌ケ谷市	10,299	松戸市	25,150	鎌ケ谷市	62,494	習志野市	102,322	習志野市	180,322	我孫子市	376,442	鎌ケ谷市	813,134
3	茂原市	1,430	茂原市	1,430	茂原市	3,080	鎌ケ谷市	4,843	鎌ケ谷市	7,571	大網白里市	10,120	習志野市	24,322	松戸市	62,440	我孫子市	100,782	我孫子市	179,542	習志野市	375,322	我孫子市	770,242
4	旭市	1,320	銚子市	1,430	銚子市	3,003	銚子市	4,719	銚子市	6,743	船橋市	9,086	船橋市	24,211	我孫子市	61,402	鎌ケ谷市	98,574	鎌ケ谷市	170,734	鎌ケ谷市	370,934	習志野市	765,322
5	八街市	1,320	旭市	1,320	旭市	2,750	君津富津	4,510	市川市	6,649	市川市	8,827	茂原市	23,870	船橋市	56,661	八千代市	90,838	八千代市	160,578	柏市	342,224	市川市	755,755
6	館山市	1,270	八街市	1,320	八街市	2,750	市川市	4,471	船橋市	6,556	銚子市	8,767	大網白里市	22,220	八千代市	55,968	船橋市	89,111	船橋市	154,011	八千代市	334,928	柏市	728,324
7	東金市	1,262	館山市	1,270	君津富津	2,750	芝山町	4,400	君津富津	6,413	習志野市	8,572	我孫子市	22,022	市川市	54,835	市川市	86,625	市川市	150,205	市川市	334,455	千葉市	701,279
8	佐倉市	1,229	東金市	1,262	東金市	2,714	八街市	4,400	松戸市	6,351	松戸市	8,452	市川市	21,972	柏市	52,814	柏市	84,934	柏市	149,174	船橋市	330,011	船橋市	698,511
9	香取市	1,210	四街道市	1,254	鎌ケ谷市	2,698	旭市	4,290	習志野市	6,232	君津富津	8,316	千葉市	21,599	千葉市	52,619	千葉市	83,639	千葉市	145,679	千葉市	318,379	八千代市	683,628
10	富里市	1,100	佐倉市	1,229	館山市	2,660	東金市	4,287	八街市	6,160	千葉市	8,289	八千代市	21,098	茂原市	52,470	茂原市	81,070	茂原市	138,270	野田市	298,166	野田市	635,866
11	栄町	1,100	香取市	1,210	市川市	2,634	松戸市	4,250	千葉市	6,100	佐倉市	7,939	柏市	20,694	大網白里市	48,620	流山市	75,240	流山市	137,940	流山市	294,690	茂原市	622,270
12	長生村	1,100	県平均値	1,152	四街道市	2,574	香取市	4,180	東金市	6,058	八街市	7,920	佐倉市	19,599	野田市	46,156	大網白里市	75,020	野田市	129,316	茂原市	292,270	流山市	608,190
13	我孫子市	1,089	木更津市	1,144	木更津市	2,552	館山市	4,170	旭市	6,050	柏市	7,879	君津富津	19,316	佐倉市	45,119	野田市	73,876	大網白里市	127,820	大網白里市	270,820	木更津市	572,935
14	袖ケ浦市	1,079	柏市	1,103	香取市	2,530	四街道市	4,114	佐倉市	5,970	東金市	7,829	銚子市	19,217	君津富津	44,176	佐倉市	70,639	県平均値	122,277	木更津市	267,135	大網白里市	556,820
15	松戸市	1,060	富里市	1,100	栄町	2,530	県平均値	4,058	県平均値	5,919	旭市	7,810	四街道市	19,184	県平均値	44,138	県平均値	70,030	佐倉市	121,679	県平均値	263,855	県平均値	554,876
16	鎌ケ谷市	1,048	栄町	1,100	県平均値	2,493	船橋市	4,026	四街道市	5,874	香取市	7,810	県平均値	18,844	流山市	43,890	君津富津	69,036	君津富津	121,616	佐倉市	256,979	市原市	541,920
17	県平均値	1,047	長生村	1,100	佐倉市	2,472	佐倉市	4,001	柏市	5,866	県平均値	7,789	野田市	18,436	銚子市	42,317	四街道市	66,484	四街道市	117,084	四街道市	254,584	酒々井町	531,916
18	習志野市	1,032	船橋市	1,100	松戸市	2,468	木更津市	3,960	香取市	5,830	我孫子市	7,667	流山市	18,040	四街道市	42,284	香取市	66,110	香取市	114,510	君津富津	253,066	君津富津	531,366
19	市川市	1,017	我孫子市	1,089	我孫子市	2,453	栄町	3,960	長生村	5,720	四街道市	7,634	旭市	17,710	香取市	41,910	銚子市	65,417	木更津市	114,235	酒々井町	251,416	四街道市	529,584
20	野田市	990	袖ケ浦市	1,079	長生村	2,420	長生村	3,960	館山市	5,680	八千代市	7,568	香取市	17,710	長生村	40,480	酒々井町	63,866	銚子市	111,617	長生村	241,780	佐倉市	527,579
21	流山市	990	松戸市	1,060	柏市	2,357	千葉市	3,911	木更津市	5,610	長生村	7,480	東金市	17,619	酒々井町	40,216	長生村	63,580	酒々井町	111,166	市原市	240,520	長生村	505,780
22	印西市	990	鎌ケ谷市	1,048	袖ケ浦市	2,344	我孫子市	3,894	八千代市	5,566	館山市	7,470	長生村	17,380	旭市	39,710	旭市	61,710	長生村	109,780	香取市	235,510	旭市	490,710
23	白井市	990	習志野市	1,032	富里市	2,310	習志野市	3,892	袖ケ浦市	5,556	流山市	7,315	八街市	17,270	東金市	39,069	東金市	60,519	旭市	105,710	館山市	227,920	香取市	477,510
24	君津富津	990	市川市	1,017	野田市	2,310	柏市	3,853	我孫子市	5,555	袖ケ浦市	7,283	市原市	17,000	館山市	38,420	館山市	60,420	館山市	104,420	銚子市	227,117	館山市	474,920
25	市原市	930	野田市	990	酒々井町	2,266	袖ケ浦市	3,829	野田市	5,533	野田市	7,271	木更津市	16,885	市原市	38,230	木更津市	60,335	東金市	103,419	旭市	226,710	東金市	463,119
26	四街道市	924	流山市	990	船橋市	2,211	野田市	3,795	芝山町	5,500	木更津市	7,260	袖ケ浦市	16,688	木更津市	37,785	市原市	59,460	袖ケ浦市	102,763	東金市	223,319	銚子市	458,117
27	酒々井町	891	印西市	990	流山市	2,200	酒々井町	3,751	流山市	5,500	市原市	7,210	酒々井町	16,566	富里市	37,202	袖ケ浦市	57,883	市原市	101,920	富里市	216,942	富里市	452,342
28	成田市	880	白井市	990	白井市	2,200	富里市	3,740	市原市	5,440	富里市	6,952	富里市	16,522	八街市	37,070	富里市	57,882	富里市	99,242	袖ケ浦市	214,963	袖ケ浦市	439,363
29	浦安市	858	君津富津	990	習志野市	2,192	流山市	3,685	栄町	5,390	酒々井町	6,941	館山市	16,420	袖ケ浦市	36,378	八街市	56,870	八街市	96,470	白井市	204,820	成田市	429,165
30	船橋市	759	八千代市	979	印西市	2,178	市原市	3,670	酒々井町	5,346	栄町	6,820	白井市	15,620	白井市	35,420	白井市	55,220	白井市	94,820	成田市	203,665	白井市	424,820
31	千葉市	672	市原市	930	市原市	2,140	白井市	3,630	富里市	5,346	白井市	6,820	印西市	14,784	印西市	34,144	印西市	53,504	印西市	92,224	八街市	200,970	印西市	419,474
32	八千代市	627	酒々井町	891	千葉市	2,140	八千代市	3,564	白井市	5,225	芝山町	6,600	栄町	14,520	成田市	33,165	成田市	52,415	成田市	90,915	印西市	196,174	八街市	409,970
33	柏市	597	成田市	880	八千代市	2,101	印西市	3,498	印西市	5,016	印西市	6,534	芝山町	14,300	栄町	31,020	栄町	47,520	栄町	80,520	栄町	168,520	栄町	344,520
34	銚子市	550	浦安市	858	成田市	1,980	成田市	3,190	成田市	4,565	成田市	5,940	成田市	13,915	浦安市	27,588	浦安市	42,768	浦安市	73,128	浦安市	155,628	浦安市	340,428
35	木更津市	440	千葉市	853	浦安市	1,848	浦安市	2,970	浦安市	4,224	浦安市	5,478	浦安市	12,408	芝山町	25,300	芝山町	36,300	芝山町	58,300	芝山町	113,300	芝山町	223,300

改正案（28%）の料金の県内比較表　累進度

（単位：円　1ヶ月あたり　消費税込み　令和6年4月現在）

※館山市が独自に算定したものであり、実際の金額とは異なる可能性がございます。

汚水量	基本料金		10㎥		20㎥		30㎥		40㎥		50㎥		100㎥		200㎥		300㎥		500㎥		1000㎥		2000㎥	
順位	市名	使用料	市名	使用料	市名	使用料	市名	使用料	市名	使用料	市名	使用料	市名	使用料	市名	使用料	市名	使用料	市名	使用料	市名	使用料	市名	使用料
1	芝山町	2,200	芝山町	2,200	大網白里市	3,630	大網白里市	5,610	茂原市	8,250	茂原市	10,670	鎌ケ谷市	26,414	習志野市	63,322	松戸市	111,060	松戸市	208,300	松戸市	451,400	松戸市	937,600
2	大網白里市	1,650	大網白里市	1,925	館山市	3,360	館山市	5,435	大網白里市	7,810	鎌ケ谷市	10,299	松戸市	25,150	鎌ケ谷市	62,494	習志野市	102,322	習志野市	180,322	我孫子市	376,442	鎌ケ谷市	813,134
3	茂原市	1,430	館山市	1,540	芝山町	3,300	茂原市	4,950	鎌ケ谷市	7,571	大網白里市	10,120	習志野市	24,322	松戸市	62,440	我孫子市	100,782	我孫子市	179,542	習志野市	375,322	我孫子市	770,242
4	旭市	1,320	茂原市	1,430	茂原市	3,080	鎌ケ谷市	4,843	館山市	7,340	館山市	9,720	船橋市	24,211	我孫子市	61,402	鎌ケ谷市	98,574	鎌ケ谷市	170,734	鎌ケ谷市	370,934	習志野市	765,322
5	八街市	1,320	銚子市	1,430	銚子市	3,003	銚子市	4,719	銚子市	6,743	船橋市	9,086	茂原市	23,870	船橋市	56,661	八千代市	90,838	八千代市	160,578	柏市	342,224	市川市	755,755
6	館山市	1,300	旭市	1,320	旭市	2,750	君津富津	4,510	市川市	6,649	市川市	8,827	大網白里市	22,220	八千代市	55,968	船橋市	89,111	船橋市	154,011	八千代市	334,928	柏市	728,324
7	東金市	1,262	八街市	1,320	八街市	2,750	市川市	4,471	船橋市	6,556	銚子市	8,767	我孫子市	22,022	市川市	54,835	市川市	86,625	市川市	150,205	市川市	334,455	千葉市	701,279
8	佐倉市	1,229	東金市	1,262	君津富津	2,750	芝山町	4,400	君津富津	6,413	習志野市	8,572	市川市	21,972	柏市	52,814	柏市	84,934	柏市	149,174	船橋市	330,011	船橋市	698,511
9	香取市	1,210	四街道市	1,254	東金市	2,714	八街市	4,400	松戸市	6,351	松戸市	8,452	館山市	21,620	千葉市	52,619	千葉市	83,639	千葉市	145,679	千葉市	318,379	八千代市	683,628
10	富里市	1,100	佐倉市	1,229	鎌ケ谷市	2,698	旭市	4,290	習志野市	6,232	君津富津	8,316	千葉市	21,599	茂原市	52,470	茂原市	81,070	館山市	139,220	館山市	305,720	館山市	638,720
11	栄町	1,100	香取市	1,210	市川市	2,634	東金市	4,287	八街市	6,160	千葉市	8,289	八千代市	21,098	館山市	51,020	館山市	80,420	茂原市	138,270	野田市	298,166	野田市	635,866
12	長生村	1,100	県平均値	1,163	四街道市	2,574	松戸市	4,250	千葉市	6,100	佐倉市	7,939	柏市	20,694	大網白里市	48,620	流山市	75,240	流山市	137,940	流山市	294,690	茂原市	622,270
13	我孫子市	1,089	木更津市	1,144	木更津市	2,552	香取市	4,180	東金市	6,058	八街市	7,920	佐倉市	19,599	野田市	46,156	大網白里市	75,020	野田市	129,316	茂原市	292,270	流山市	608,190
14	袖ケ浦市	1,079	柏市	1,103	香取市	2,530	四街道市	4,114	旭市	6,050	柏市	7,879	君津富津	19,316	佐倉市	45,119	野田市	73,876	大網白里市	127,820	大網白里市	270,820	木更津市	572,935
15	松戸市	1,060	富里市	1,100	栄町	2,530	県平均値	4,095	佐倉市	5,970	県平均値	7,855	銚子市	19,217	県平均値	44,477	県平均値	70,722	県平均値	123,198	木更津市	267,135	県平均値	559,436
16	県平均値	1,058	栄町	1,100	県平均値	2,516	船橋市	4,026	県平均値	5,970	東金市	7,829	四街道市	19,184	君津富津	44,176	佐倉市	70,639	佐倉市	121,679	県平均値	265,867	大網白里市	556,820
17	鎌ケ谷市	1,048	長生村	1,100	佐倉市	2,472	佐倉市	4,001	四街道市	5,874	旭市	7,810	県平均値	18,988	流山市	43,890	君津富津	69,036	君津富津	121,616	佐倉市	256,979	市原市	541,920
18	習志野市	1,032	船橋市	1,100	松戸市	2,468	木更津市	3,960	柏市	5,866	香取市	7,810	野田市	18,436	銚子市	42,317	四街道市	66,484	四街道市	117,084	四街道市	254,584	酒々井町	531,916
19	市川市	1,017	我孫子市	1,089	我孫子市	2,453	栄町	3,960	香取市	5,830	我孫子市	7,667	流山市	18,040	四街道市	42,284	香取市	66,110	香取市	114,510	君津富津	253,066	君津富津	531,366
20	野田市	990	袖ケ浦市	1,079	長生村	2,420	長生村	3,960	長生村	5,720	四街道市	7,634	旭市	17,710	香取市	41,910	銚子市	65,417	木更津市	114,235	酒々井町	251,416	四街道市	529,584
21	流山市	990	松戸市	1,060	柏市	2,357	千葉市	3,911	木更津市	5,610	八千代市	7,568	香取市	17,710	長生村	40,480	酒々井町	63,866	銚子市	111,617	長生村	241,780	佐倉市	527,579
22	印西市	990	鎌ケ谷市	1,048	袖ケ浦市	2,344	我孫子市	3,894	八千代市	5,566	長生村	7,480	東金市	17,619	酒々井町	40,216	長生村	63,580	酒々井町	111,166	市原市	240,520	長生村	505,780
23	白井市	990	習志野市	1,032	富里市	2,310	習志野市	3,892	袖ケ浦市	5,556	流山市	7,315	長生村	17,380	旭市	39,710	旭市	61,710	長生村	109,780	香取市	235,510	旭市	490,710
24	君津富津	990	市川市	1,017	野田市	2,310	柏市	3,853	我孫子市	5,555	袖ケ浦市	7,283	八街市	17,270	東金市	39,069	東金市	60,519	旭市	105,710	銚子市	227,117	香取市	477,510
25	市原市	930	野田市	990	酒々井町	2,266	袖ケ浦市	3,829	野田市	5,533	野田市	7,271	市原市	17,000	市原市	38,230	木更津市	60,335	東金市	103,419	旭市	226,710	東金市	463,119
26	四街道市	924	流山市	990	船橋市	2,211	野田市	3,795	芝山町	5,500	木更津市	7,260	木更津市	16,885	木更津市	37,785	市原市	59,460	袖ケ浦市	102,763	東金市	223,319	銚子市	458,117
27	酒々井町	891	印西市	990	流山市	2,200	酒々井町	3,751	流山市	5,500	市原市	7,210	袖ケ浦市	16,688	富里市	37,202	袖ケ浦市	57,883	市原市	101,920	富里市	216,942	富里市	452,342
28	成田市	880	白井市	990	白井市	2,200	富里市	3,740	市原市	5,440	富里市	6,952	酒々井町	16,566	八街市	37,070	富里市	57,882	富里市	99,242	袖ケ浦市	214,963	袖ケ浦市	439,363
29	浦安市	858	君津富津	990	習志野市	2,192	流山市	3,685	栄町	5,390	酒々井町	6,941	富里市	16,522	袖ケ浦市	36,378	八街市	56,870	八街市	96,470	白井市	204,820	成田市	429,165
30	船橋市	759	八千代市	979	印西市	2,178	市原市	3,670	酒々井町	5,346	栄町	6,820	白井市	15,620	白井市	35,420	白井市	55,220	白井市	94,820	成田市	203,665	白井市	424,820
31	千葉市	672	市原市	930	市原市	2,140	白井市	3,630	富里市	5,346	白井市	6,820	印西市	14,784	印西市	34,144	印西市	53,504	印西市	92,224	八街市	200,970	印西市	419,474
32	八千代市	627	酒々井町	891	千葉市	2,140	八千代市	3,564	白井市	5,225	芝山町	6,600	栄町	14,520	成田市	33,165	成田市	52,415	成田市	90,915	印西市	196,174	八街市	409,970
33	柏市	597	成田市	880	八千代市	2,101	印西市	3,498	印西市	5,016	印西市	6,534	芝山町	14,300	栄町	31,020	栄町	47,520	栄町	80,520	栄町	168,520	栄町	344,520
34	銚子市	550	浦安市	858	成田市	1,980	成田市	3,190	成田市	4,565	成田市	5,940	成田市	13,915	浦安市	27,588	浦安市	42,768	浦安市	73,128	浦安市	155,628	浦安市	340,428
35	木更津市	440	千葉市	853	浦安市	1,848	浦安市	2,970	浦安市	4,224	浦安市	5,478	浦安市	12,408	芝山町	25,300	芝山町	36,300	芝山町	58,300	芝山町	113,300	芝山町	223,300

改定案の概要　平均改定率23%の案（28%△5%）

※1ヶ月当たり、税込

使用料区分	現行		改定後		差額
	排除汚水量	金額	排除汚水量	金額	
基本使用料	～10㎥	1,270円	—	1,300円	—
従量使用料（1㎥当たり）	1～10㎥	—	1～10㎥	23円	23円
	11～20㎥	139円	11～20㎥	175円	31円
	21～40㎥	151円	21～40㎥	191円	34円
	41～100㎥	179円	41～100㎥	229円	41円
	100～500㎥	220円	100～500㎥	283円	50円
	500㎥～	247円	500㎥～	320円	56円

基本水量制の廃止

1．8倍の単価

1．8倍の単価

実際の請求額　平均改定率23%の案（28%△5%）

・一般家庭の平均的な排除汚水量である1ヶ月当たり20㎥で現行と改定後の使用料を比較すると2,660円から3,280円となり、620円の引き上げとなります。

※1ヶ月当たり、税込

使用料区分	現行	改定後	差額	
	下水道使用料			
0㎥	1,270円	1,300円	30円	2.4%
10㎥	1,270円	1,530円	260円	20.5%
20㎥	2,660円	3,280円	620円	23.3%
40㎥	5,680円	7,100円	1,420円	25.0%
100㎥	16,420円	20,840円	4,420円	26.9%
500㎥	104,420円	134,040円	29,620円	28.4%
1000㎥	227,920円	294,040円	66,120円	29.0%
2000㎥	474,920円	614,040円	139,120円	29.3%

改定案の概要　平均改定率18%の案（28%△10%）

※1ヶ月当たり、税込

使用料区分	現行		改定後		差額
	排除汚水量	金額	排除汚水量	金額	
基本使用料	～10㎥	1,270円	—	1,300円	—
従量使用料（1㎥当たり）	1～10㎥	—	1～10㎥	22円	22円
	11～20㎥	139円	11～20㎥	168円	25円
	21～40㎥	151円	21～40㎥	183円	27円
	41～100㎥	179円	41～100㎥	220円	32円
	100～500㎥	220円	100～500㎥	272円	39円
	500㎥～	247円	500㎥～	308円	44円

基本水量制の廃止

1．8倍の単価

1．8倍の単価

実際の請求額　平均改定率18%の案（28%△10%）

・一般家庭の平均的な排除汚水量である1ヶ月当たり20㎥で現行と改定後の使用料を比較すると2,660円から3,200円となり、540円の引き上げとなります。

※1ヶ月当たり、税込

使用料区分	現行	改定後	差額	
	下水道使用料			
0㎥	1,270円	1,300円	30円	2.4%
10㎥	1,270円	1,520円	250円	19.7%
20㎥	2,660円	3,200円	540円	20.3%
40㎥	5,680円	6,860円	1,180円	20.8%
100㎥	16,420円	20,060円	3,640円	22.2%
500㎥	104,420円	128,860円	24,440円	23.4%
1000㎥	227,920円	282,860円	54,940円	24.1%
2000㎥	474,920円	590,860円	115,940円	24.4%

下水道使用世帯と浄化槽使用世帯の差額（月額）

（前回から再掲）

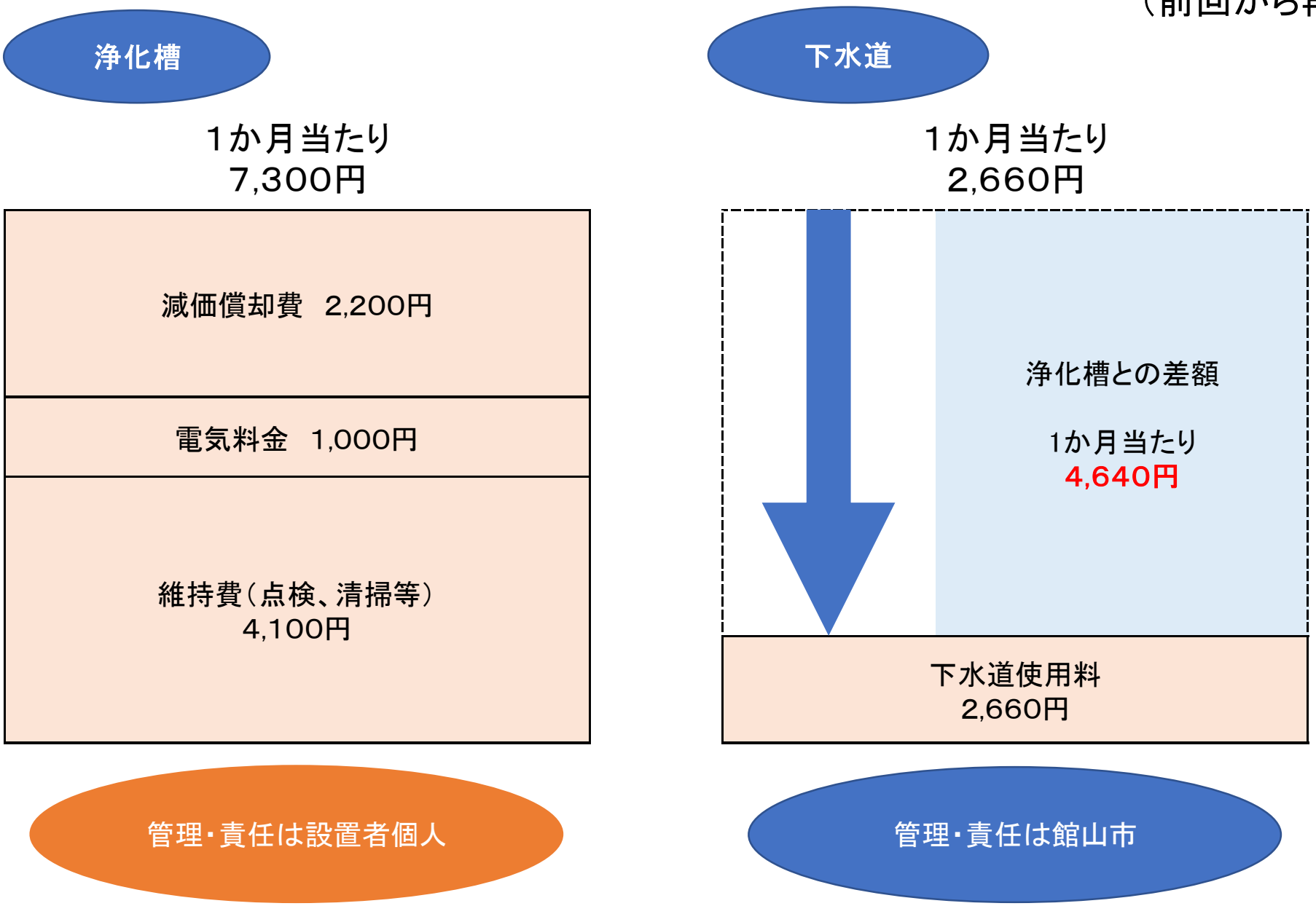

館山市の下水道事業の使用者群の区分と収入金額

※1期（3・4月）、2期（5・6月）、3期（7・8月）、4期（9・10月）、5期（11・12月）、6期（1・2月）
の2ヶ月に1度、計6回の請求
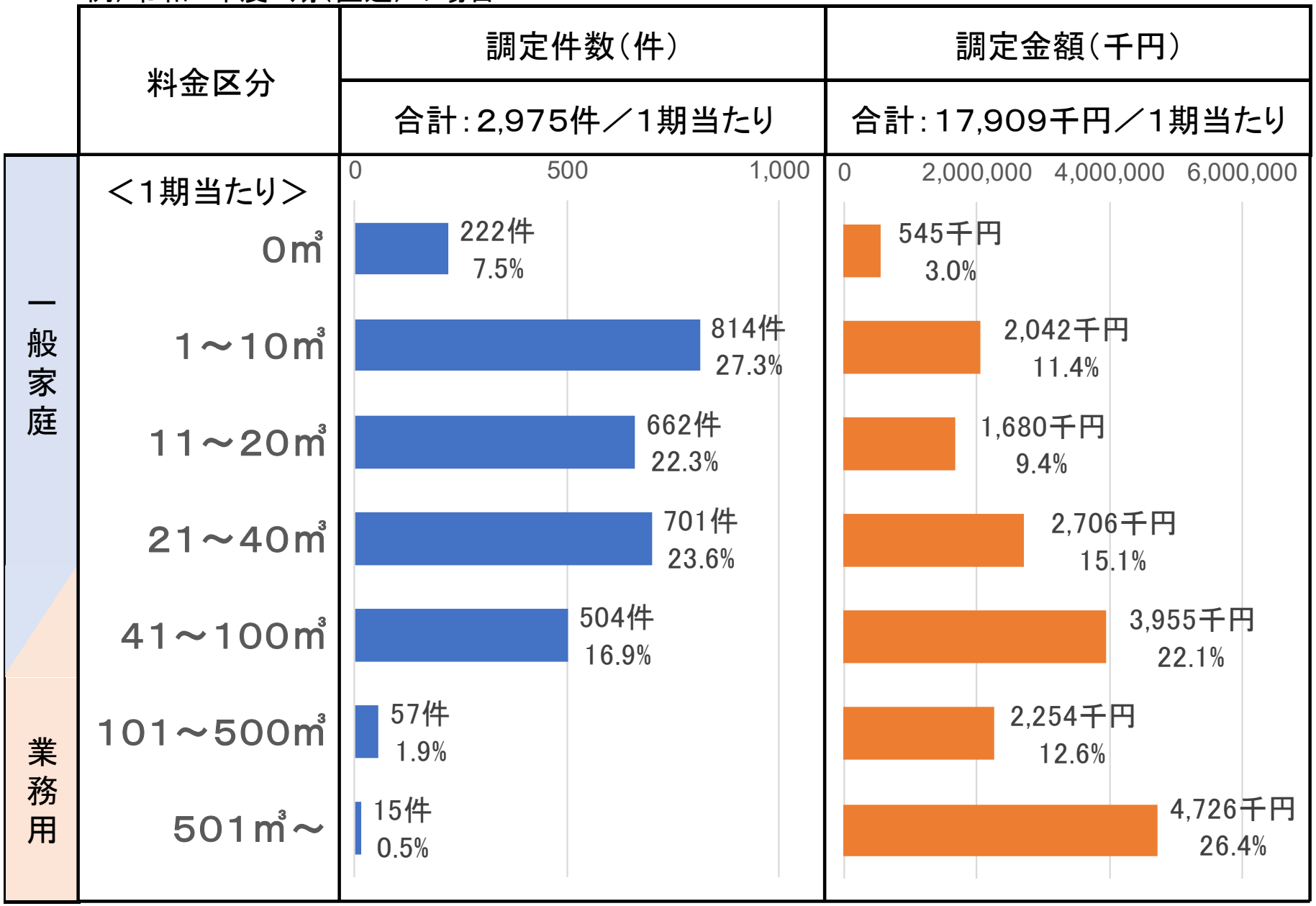
例）令和6年度2期（直近）の場合